町議会

心障者の医療や諸証明の手数料を改正

昭和四十八年九月議会定例会は去る、十日に招集され会期を五日間と決め、会議は十日・十四日の二日にわたって開催されました。

今回、町から提出された議案は全部で十一議案でした。この中には、町内で五十名くらいはいると見られる重度心身障害者の医療について、他の法律（健保、国保など）で負担する分を控除した本人負担分の医療費を助成しようというもの。また、昭和四十三年以降据え置きとなっていた印鑑、住民票、土地、建物などの証明、閲覧料を定めた手数料条例の一部改正（現行五十円を七十円に引き上げた）を含む全議案が可決されました。

また、一般質問では房総導水路上水道計画、公有財産の維持管理、農業の振興対策、公害対策、災害対策、道路問題等に係わる質問がありました。

住民票や印鑑の証明料

十月一日から七十円に

手数料条例の改正では、現行五十円であった印鑑証明、住民票、戸籍の附票等の証明手数料が七十円に改正されました。また閲覧料では住民票の場合二十世帯までを七十円、二十世帯をこえ、以後二十世帯増すごとに三十円を加算するように改められました。

主な証明、閲覧料は次表のとおりです。

諸証明料			閲覧料	
印鑑証明	一枚	七〇円		
住民票	一枚	七〇円	住民票	二十世帯まで七〇円、以後二十世帯を増すごとに三十円加算
戸籍の附票	一枚	七〇円	戸籍の附票	一戸籍　七〇円
土地	十筆までは七〇円で以後十筆を増すごとに三十円加算		土地	十筆まで七〇円、以後十筆を増すごとに三十円加算
建物	一構	七〇円	建物	一構　七〇円

四十九年度から自動車税が年一回（五月）納税となります。

町保養センター利用料

国民宿舎なみの値あがり

横芝町国民保養センター設置および管理に関する条例の一部改正では、諸物価の高騰などによる事業費の増大にともなって、国民宿舎なみの利用料金に引き上げました。各利用料金は次表のとおりです。

使用料区分 ＼ 使用者区分	食事料（一人につき） 朝食	夕食	一人一日の休憩料
一般	三四〇円	五八〇円	四〇〇円
中学校生徒	二四〇円	五八〇円	三〇〇円
小学校児童	二四〇円	五八〇円	三〇〇円
幼児	実費	実費	無料

個室休憩料		会議室使用料	
一室当り		一室当り	
半日	五〇〇円	半日	一、〇〇〇円
一日	一、〇〇〇円	一日	二、〇〇〇円

重度心身障害者に

医療費を助成

身体障害者手帳の交付を受けている一級、二級（介護を必要とする者）の障害者、または知能指数三五以下（児童相談所または精神障害者更生相談所が判定した者）の者に対して十月一日から医療費の支給が行なわれることになりました。この支給額は、国民健康保険法、健康保険法、精神衛生法、結核予防法など、他の法律の負担分（医療費に対する附加給付がある場合は、これを含む）を除いた本人負担分の医療費を全額支給することになりました。

なおこの他に次のような議案がありました。

▽職員の給与に関する条例の一部改正（従来、条例に定められていた管理または監督の地位にある職員に対する特殊性に基づく手当調整額表を規則で定めるよう改めるもの）

▽議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例制定（六月に支給する期末手当の特別期末手当を支給するよう定めるもの）

▽特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の特例に関する条例制定（同）

▽教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の特例に関する条例制定（同）

▽一般職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例制定（同）

▽町の境界変更（松尾町の本柏、武野里地先における圃場整備事業の実施に伴い、当町の鳥喰下地先の町の境界を変更するもの

▽昭和四十八年度横芝町一般会計補正予算議定（三千四七一万九千円を追加補正し、本年度の予算総額を七億六千四四三万八千円とするもの）

計上額の主なものは、町史印刷製本費不足分一三〇万円、老人医療費不足分五〇〇万円、保育所自動火災報知設備等一二二万二千円、県道工事費負担金三六五万七千円、公有財産購入借入金元利金一〇〇万円、栗山分譲地買戻し金一九四万円のほか職員手当、一般経常費の不足分

▽職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定（現行では一日を単位として与えられていた病気休暇を半日又は一時間を単位として与えられるようにしたもの）

10月1日から

共同募金

皆さんから親しまれた赤い羽根共同募金も二十七年をむかえました。

この共同募金運動は、皆さんの善意で身よりのない子供さんや、お年寄り、病気や体が不自由で働けない人など恵まれない人々を救おうとするたすけあい」の精神に根ざした国民運動です。

現在わが国の民間社会福祉事業を推進する財源としては、きわめて大きな役割をもち、大きな実績を果しております。

今年も町では各地区の総務員さんを通じて、この共同募金の依頼を致してありますが、どうぞ、この「不幸な人々に愛の手を」の標語の意義を御理解下さり、御協力を賜りますようお願い致します。